

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年8月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500397 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500059 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 52 年 3 月 12 日に訂正し、昭和 52 年 3 月の標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

昭和 52 年 3 月 12 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 52 年 3 月 12 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 14 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 52 年 3 月 12 日から同年 4 月 1 日まで

平成 27 年＊月＊日に夫が亡くなり、遺族年金の手続に年金事務所に出向いたところ、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないことが分かった。夫は昭和 39 年 4 月に A 社に入社し、60 歳で定年退職するまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、C 社（A 社 B 支店の後継事業所）から提出のあった退職証明書、D 健康保険組合から提出のあった健康保険資格喪失証明書及び企業年金連合会から提出のあった中脱記録照会（回答）により、訂正請求記録の対象者は、A 社に継続して勤務（同社から同社 B 支店に異動）し、請求期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記退職証明書において「昭和 52 年 3 月 1 日 B 支店」と記載されているものの、C 社人事部担当者の陳述及び上記中脱記録照会（回答）においては、昭和 52 年 3 月 12 日付けで基金加入員の資格を喪失し、同日付けで基金加入員の資格を再取得していることから、昭和 52 年 3 月 12 日とすることが相当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店における被保険者資格取得時（昭和 52 年 4 月）の厚生年金保険の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 52 年 3 月 12 日から同年 4 月 1 日までの期間について、訂正請

求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500398 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500055 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社（後に、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

また、請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 17 日から昭和 49 年 5 月 21 日まで
② 昭和 49 年 7 月 1 日から昭和 51 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間①及び C 社に勤務していた請求期間②に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低くなっている。A 社では毎月 15 万円、C 社では毎月 18 万円の給与を支給されていたので、それぞれの標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、B 社の事業主は、当該期間当時の資料は保有していないものの、請求者について、標準報酬月額に基づく保険料を控除していた旨陳述している。

また、A 社の事業所別被保険者名簿により、請求期間①に同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員に、当該期間の給与支給額と標準報酬月額が一致しているか否かについて照会したところ、一致していないと回答した者はいない。

さらに、上記被保険者名簿には、請求者の請求期間①における標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の事業主 5 人は、連絡先が不明又は死亡していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、C 社の事業所別被保険者名簿により、請求期間②に同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員に、当該期間の給与支給額と標準報酬月額が一致しているか否かについて照会したところ、一致していないと回答した者はいない。

さらに、C 社に係る上記被保険者名簿には、請求者の請求期間②における標準報酬月額が

遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500129 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500056 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 6 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間における標準賞与額の記録がない。平成 15 年 6 月に同社から賞与の支給を受けたので、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「個人別賃金台帳」により、請求者は請求期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、A社は、請求者は、請求期間は営業専門社員であり、請求期間当時、営業専門社員には賞与の支給制度はなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500159 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500057 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 6 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間における標準賞与額の記録がない。平成 15 年 6 月に同社から賞与の支給を受けたので、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「個人別賃金台帳」により、請求者は請求期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、A社は、請求者は、請求期間は営業専門社員であり、請求期間当時、営業専門社員には賞与の支給制度はなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1500155号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1500058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、昭和62年6月30日から同年7月1日までの期間については加入記録がない旨の回答を受けた。A社には昭和62年6月30日まで勤務し、昭和62年7月10日に支給された昭和62年6月分の給与支払明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、昭和62年7月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が加入していた健康保険組合によれば、請求者の健康保険被保険者資格喪失日は、昭和62年6月30日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格記録と一致している。

また、A社の事業主は、請求者から提出のあった昭和62年6月分の給与支払明細書における厚生年金保険料の控除額について、昭和62年5月分の保険料であると陳述しているところ、当該明細書を含む請求者から提出のあった複数の給与支払明細書を検証した結果、昭和62年6月分の給与支払明細書において控除されている厚生年金保険料は昭和62年5月分であると認められることから、請求期間に係る昭和62年6月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500105 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1500003 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 40 年 12 月 1 日から昭和 41 年 9 月 26 日までの期間及び昭和 41 年 10 月 17 日から昭和 44 年 11 月 1 日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から昭和 44 年 11 月 1 日まで

支 給 済 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から昭和 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 12 月 1 日から昭和 41 年 9 月 26 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 17 日から昭和 44 年 11 月 1 日まで

年金記録の確認をしたところ、請求期間のうち、支給済期間②の A 社及び支給済期間③の B 社 C 製造所についても脱退手当金を受給したことになっていると言われた。私の記憶では支給済期間①の D 社 E 店については、脱退手当金を受給したが、A 社及び B 社 C 製造所の期間については、脱退手当金を受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が受給を認めている支給済期間①と受給していないとする支給済期間②及び③は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、請求者が受給を認めている支給済期間①の事業所に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には全て脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるが、請求者には当該表示がなく、支給済期間③に係る請求者の被保険者原票に「脱」の表示が記されている。

また、脱退手当金の支給額は、支給済期間①、②及び③の期間に係る厚生年金保険被保険者期間を基に算定されており、その支給額に計算上の誤りはなく、支給済期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 1 月 22 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、請求者から聴取しても、自身が受給を認めている支給済期間①のみで脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、支給済期間②及び③も併せて受給したと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、支給済期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。